

高額な医療費をご負担になる皆さまへ

高額療養費制度における法定自己負担限度額

○高額療養費制度とは・・・

入院や通院により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、医療機関からの診療報酬明細書等に基づき一定の金額(自己負担限度額)を超えて支払った医療費について当健保が計算を行い給付を受けることができる制度です。

○医療費の限度額(法定自己負担限度額)は・・・

被保険者の所得区分に応じて決まります。

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	多数該当(※1)
区分ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分イ	標準報酬月額53～79万円	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分ウ	標準報酬月額28～50万円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
区分オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円

(※1) 同一世帯で直近12カ月の間に高額療養費の支給を受けた月が3カ月以上ある場合は、4カ月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担額が軽減されます。

栗本鐵工健康保険組合における自己負担限度額(付加給付)

○医療費負担における当健保の付加給付

- ・ 本人 : 一部負担還元金
 - ・ 家族 : 家族療養費付加金
- } 共に自己負担限度額30,000円(※2)
これを超えた額を付加給付として払い戻し

(※2) 各診療月における診療報酬明細書または調剤報酬明細書1件あたりの額

【医療費負担の計算例】

- ・ 医療費 : 40万円(1件) ・ 自己負担額 : 12万円 ・ 標準報酬月額 : 410,000円 の場合

★上記「区分ウ」に該当

法定自己負担限度額 = $80,100 + (400,000 - 267,000) \times 1\% = 81,430$ 円

→ 高額療養費(法定給付) = $120,000 - 81,430 = 38,570$ 円(※3)

→ 高額療養費(付加給付) = $120,000 - 38,570 - 30,000 = 51,430$ 円

合計すると・・・ $38,570$ 円 + $51,430$ 円 = $90,000$ 円 が自己負担額から軽減され、
 $120,000$ 円 - $90,000$ 円 = **30,000円** のみの自己負担となります。

(※3) 被保険者が当健保に申請することにより交付される『健康保険限度額適用認定証』を予め医療機関窓口で提示した場合は自己負担限度額のみ請求され、後日当健保より付加金を給付します。

70歳以上の方の高額療養費制度、また高額療養費に関する詳しいご質問等については、当健保組合までお問い合わせください。